

健康保険・厚生年金保険

被保険者標準報酬決定通知書等 のご提出のお願い

宅建企業年金基金では、掛金の額の算定の基礎となる給与を「毎年9月1日現在の厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額」とし、その年の10月1日から翌年の9月末日まで適用することとしています。

この9月1日現在の標準報酬月額を整備するため、今年も日本年金機構が発行する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の「通知書」を当基金へご提出くださいますようお願いいたします。

基金へご提出いただくもの（ご提出期限：令和7年9月30日（火））

日本年金機構へ、令和7年度の「算定基礎届」や「月額変更届」をご提出されますと、下表のとおり、日本年金機構から「通知書」が送付されます。

そのうち、適用年月または改定年月の欄が、令和7年7月、8月、9月の「通知書」を、写しまたは電子データファイルにて、対象となる加入者全員分を当基金へご提出ください。

機構へご提出された「届書」	日本年金機構から送付されてくる「通知書」の正式名称	当基金へご提出いただく「通知書」の適用（改定）年月
算定基礎届の場合	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」	適用年月の欄が、「R7.9」の決定通知書
月額変更届の場合	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」	改定年月の欄が、「R7.7」、「R7.8」、「R7.9」の改定通知書

- ・ 同時に二以上の事業所に勤務をされている方は、「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しをお送りください（当基金でのお取り扱いにつきましては裏面の表中③をご参照ください）。
- ・ 電子申請による届出をされている場合、個人単位の通知書データを複数名単位の一覧表形式に変換してご提出いただいても問題ございません。
- ・ 「厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ」、「付記」のページは、不要です。
- ・ 代表者の押印は不要です。
- ・ ご提出いただきました日本年金機構発行の各種「通知書」に基づいて、一律令和7年10月1日適用として標準報酬月額を記録し、「宅建企業年金基金 加入者標準給与決定通知書」により通知いたします。（令和7年11月中旬ご提供予定）
- ・ お届けがない場合は、従前の標準報酬月額が引き続き使用されることになります。
- ・ 事業所さまと当基金との情報連携をクラウドで行う「電子連携サービス（e-れんけい）」のご利用が便利です。（導入検討資料、ご利用申込フォームは当基金ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。）

（裏面へ続く）

宅建企業年金基金のお取り扱いについて

標準報酬月額、1年間（10月から翌年9月まで）適用され、納めていただく掛金の計算や将来受け取る給付額の計算の基礎となるものですが、以下のとおり、**日本年金機構等と一部お取り扱いの異なるところがございますのでご注意ください。**

	宅建企業年金基金	日本年金機構・健康保険組合
①算定基礎届 （定時決定）の届出	一律10月1日適用となります。	9月1日適用
②月額変更届 （随時改定）の届出	7月・8月・9月を改定月とする月額変更届の「被保険者標準報酬改定通知書」のみ、当基金へご提出ください。 （改定月にかかわらず一律10月1日適用となります。） ※他の10月から6月を改定月とする月額変更届の「被保険者標準報酬改定通知書」の写しはご提出不要です。 （基金では改定となりません。）	該当となったとき届出必要 （それぞれの改定年月より改定となります。）
③複数の事業所に同時に勤務されている方 （二以上事業所勤務）の届出	【当基金へご提出いただくもの】 - 厚生年金保険・健康保険における主たる事業所の選択・非選択にかかわらず、当基金に加入している事業所の「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。（一律10月1日適用となります。） 【当基金で使用する標準報酬月額】 - 当基金に加入している事業所の報酬月額（決定通知書の「貴事業所報酬月額」欄）に基づく標準報酬月額とします。 【「その他事業所」も当基金に加入している場合】 - ご希望により合算した報酬月額（「報酬月額合計」欄）に基づく標準報酬月額とすることも可能ですが、掛金額の按分計算は行いませんのでご注意ください。 掛金は、「<u>貴事業所</u>」で納めていただくことになります。 - 合算をご希望される場合は、それぞれの事業所分の「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。	選択事業所・非選択事業所 それぞれ届出必要 （合算した報酬月額に基づく標準報酬月額を使用し、保険料額は按分計算されます。）

令和7年6月

宅建企業年金基金

実施形態：確定給付企業年金（DB）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階

TEL 03-3865-6321 FAX 03-3865-6361

ホームページ URL <http://www.takken-kikin.or.jp>

